

# 糸島市補助金交付の基本指針

補助金の使途と成果を明らかにし、  
有効性を向上させていくための、  
糸島市の基本的なルール

平成 29 年 8 月

糸 島 市

## 目 次

1	本指針策定の目的	1
2	本指針の位置付け	2
3	補助金の定義	3
4	本市における補助金のあり方	3
5	補助金の現状と課題	4
6	補助金の交付・見直しの基本方針	5
7	補助金の制度設計	9
	（1）補助金設計書の整備について	9
	（2）補助金の効果検証と公表について	12
	（3）余剰金等について	12
	（4）全庁的な補助金設計の検証について	12
8	各種団体への関与の見直し	13
別紙 1	補助金設計書参考様式	14
別紙 2	事務事業評価表様式	15
別紙 3	毎年度の検証結果による見直しに係る主なチェック項目	18

## 1 本指針策定の目的

本市の補助金等の見直しに関しては、平成 20 年度の糸島一市二町合併協議会での決定事項以降、平成 22 年 3 月の補助金・交付金等削減基本方針や平成 24 年度から平成 26 年度に実施した外部評価、平成 26 年度から平成 27 年度に実施した仕事総点検などによる職員の意識改革で、団体運営補助金から事業補助金への移行や金額の削減などに取り組んできました。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が見込まれる中で、行政改革大綱に掲げる「協働」と「経営」で行政改革を進め、最少の経費で最大の効果を引き出すため、また、まちづくり基本条例による「市民の力を生かした協働のまちづくり」を進めるため、時代の変化に応じた補助金の交付を実現していくために、全庁的に統一した指針が必要となっております。

### 【参考】

合併前の決定事項（平成 20 年 6 月 20 日 合併協議会）

#### 団体補助金

会費等応分の負担がない団体については、除外する。

事業内容や目的等によって交付期間を設け、団体の自立を促す。

1 市 2 町で類似する団体等については、組織の統合、再編を促す。

#### 制度的補助金（国県補助事業の市負担分等）

制度の内容や活用等について、毎年度見直しを行う。

国県補助事業に伴う義務的負担を原則とする。

#### 政策的補助金（市が政策的に誘導する目的で支出するもの等）

事業内容や目的等によって 3 年又は 5 年の交付期間を設ける。

### 第 2 次行政改革大綱、行財政健全化計画

施策の方向性：1 市民協働による行政活動の推進

└ 施策：3 市民と行政の役割分担による地域課題の解決

└ 取組項目：03 適切な支援のための補助金・負担金の見直し

#### 外部評価の指摘事項のうち全庁で共有すべき項目

・団体に対する運営補助は、速やかに事業補助へ移行すること。

・補助事業・交付金の制度設計にあたっては、「公益性」「公平性」「有効性」を十分に検証すること。

#### まちづくり基本条例第 22 条第 2 項

「市は、校区、行政区、隣組、ボランティア団体等の活動に対して必要な支援を行い、その自立を促さなければならない。」

## 2 本指針の位置付け

本指針は、現在、補助金交付の手続き等を規定した糸島市補助金等交付規則のほか、個別の交付規程、交付要綱等、様々な規定のもと補助金交付を行っている本市の現状を踏まえ、補助金交付の統一した考え方を示したものです。

社会情勢が変化していく中で、適切な補助金交付を行っていくために、下記イメージ図のとおり、支出根拠である地方自治法のもとでの本市の統一した基本ルールとして位置付けます。

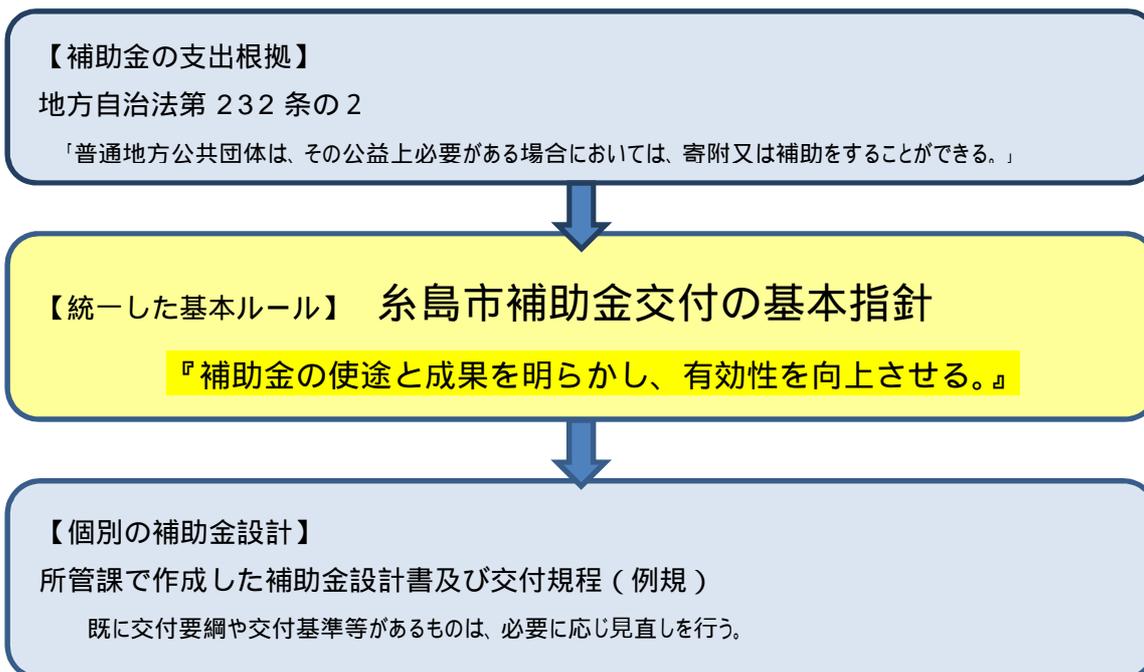
現在の交付規則や交付規程などの例規は、個別の補助金の目的や補助対象、補助率等が具体的に記載されておらず、それだけでは、補助金の必要性を市民に対し、明確に示すことができていると言えないため、本指針の策定により、今後は、必ず個別の補助金設計書を整備します。更に、必要に応じ、交付規程を整備します。

なお、本指針における補助金とは、市の歳出予算第 19 節の「負担金、補助及び交付金」のうちの補助金として整理されるもので、補助金と主旨が異なる負担金、交付金は対象外とします。

また、補助金のうち他と性質が大きく異なる、本市の公営企業会計（上下水道事業）に対する補助金（繰出金）及び公共施設整備のための地元協力金は、別に検討することとし、本指針の対象外とします。

負担金は、法令上定まって支出する負担金や市が加入している各種団体への負担金等で、交付金は、地方公共団体の事務を委託する場合に、当該事務処理の報償として団体等に交付するものです。

図表 本指針の位置付けイメージ



### 3 補助金の定義

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により「公益上必要がある場合」に交付することができることされており、公益性を認めた特定の事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援です。

団体等が市の役割を補完し、市の政策目的を効率的に実現する手段として有効かつ重要な機能を果たすもので、反対給付（代金の支払いに対して、同等の価値の物やサービスを受けること）なくして支出を行うところに委託料との大きな違いがあります。

ただ、公益上必要があるかの認定は、全くの自由裁量行為ではなく、客観的にも認められなければなりませんので、支出の基準や手続きの明確化が求められます。

また、補助金の支出は、財力に余裕がある場合において、団体等の事業を助成することによって、公益を増進する場合になされるものとされ、公益性等とともに、その支出が市の財政に与える影響も考慮する必要があります。

### 4 本市における補助金のあり方

補助金は、貴重な市民の税金が財源であることに留意し、長期総合計画の施策推進のため、公益性、公平性、透明性、有効性が認められるものに交付される必要があります。

つまり、補助金においても、市の直営事業と同様に、市に説明責任があり、『何のために、何に使われ、市民にとってどのような成果があるのか。』を明らかにすることが求められるのです。

また、本市のまちづくりの基本的なルールである、まちづくり基本条例の主旨に沿ったものでなければなりません。

そこで、今後の補助金交付に関する基本的な原則を以下の三原則とします。

#### 【三原則】

##### 一、客観的に公益性が認められるものであること

地方自治法の規定の主旨に沿って、広く多数の市民に効果をもたらす必要がある。

##### 二、公平性や透明性、有効性が確保されたものであること

既得権益化せず、類似団体間での公平性や交付の透明性が確保され、長期総合計画の施策推進に有効である必要がある。

##### 三、市民の自発的かつ継続的な活動を促すものであること（自立を妨げない）

まちづくり基本条例の規定の主旨に沿って、市民（各種団体等）の自立を促すものがある必要がある。

## 5 補助金の現状と課題

本指針に基づく補助金交付を行うために、現状と課題を以下のとおり整理します。

### 【課題】

補助金の交付要綱等が未整備であったり、補助の目的、対象経費、補助率、終期等が明確に規定されていなかったりするものもあり、市費の使い方に関して、市民に対する説明責任を十分に果たしているとは言えない。

市民への説明責任を果たすために、明確な補助金交付のルール整備とその公表が必要

### 【課題】

補助金の積算根拠や具体的な使途、補助金交付による市民に対する成果（アウトカム）が不明確で、市の施策推進に対する達成状況が検証できない。

補助金の交付申請と実績報告で、事業効果の検証が可能な資料の提出を受け、施策推進に対する成果を明らかにしていくことが必要

### 【課題】

団体等の運営に係る費用や大会・イベント等の開催に係る費用に対する補助については、本来、自立した団体として、自らの費用負担（事業収益、会費、参加料、入場料等）により賄うべきであり、補助金ありきの運営を続けることで、自立を妨げることに繋がる。また、補助金なしで、大会・イベント等を開催している団体との公平性が十分に確保できていないとは言えない。

補助金交付の期間を明確にし、団体の自立に向かうための助言・支援が必要

### 【課題】

合併協議会での協定項目を基に決定した、合併後の補助金・交付金等削減基本方針にある「交付期間を設け、団体の自立を促す」「3年又は5年の交付期間を設ける」等の決定事項や外部評価での「団体運営補助は、事業補助へ移行すること」という指摘事項への対応が徹底されていないものが見受けられる。

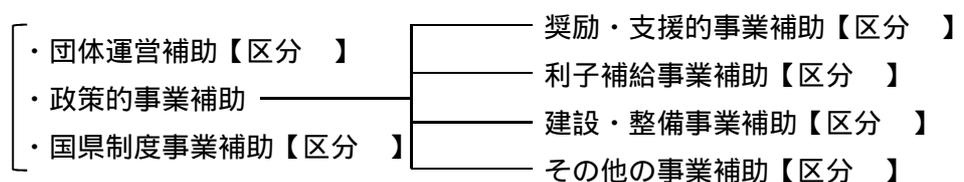
決定事項等が組織的に認識され、徹底されるように、定期的にチェックする仕組みが必要

## 6 補助金の交付・見直しの基本方針

「4 本市における補助金あり方」で示した【三原則】を具体化するために、補助金の性質により区分を設定し、補助金全体に係る「共通事項」と区分ごとの「個別事項」に分け、基本方針を示します。

基本方針に基づいて、所管課において見直しを進めることと合わせ、市民に対する説明責任の向上のため、今後は、経営戦略課において補助金設計書や補助金予算の状況を集約し、公表（交付先、予算額一覧等を毎年度公表）を進めます。

図表 補助金区分体系図



「共通事項」
<p><b>(方針)</b></p> <p>全ての補助について、具体的な目的、対象内容、対象経費、補助率・限度額、補助期間等を明確化した補助金設計書を整備し、定期的に見直しを行う。更に、必要に応じ、交付規程を整備する。</p> <p>14ページに「別紙1 補助金設計書参考様式」あり</p> <p>全ての補助について、3年以内の補助期間を設定し、期間終了以降に継続する場合は、検証をもとに十分な見直しを行う。</p> <p>経費を補填することのみを目的に補助を行わず、活動指標、成果指標等を設定し、市の施策推進に対する補助の必要性、有効性を毎年度検証する。</p> <p>15ページに「別紙2 事務事業評価表様式」あり</p> <p>補助なしでも実施可能なものは、検証を行い、補助の必要性が低いものは補助を終了する。また、可能なものは、自主的な財源確保の取組を行い、補助なしでの実施に繋げる。</p> <p>少額補助（目安：補助金額10万円未満又は補助対象経費の5%未満）は、団体の自主財源での運営の可能性や補助の有効性を検証し、必要性が低いものは補助を終了する。</p> <p>直接補助を原則とし、間接補助（交付を受けたものを他団体に再補助すること）を認める場合は、市の説明責任を果たすために再補助を認める基準を明確にし、間接補助受給者の活動実績及び成果を求める。</p>

<p>新規及び拡充により、補助金総額が増加する場合は、他の補助金との統合や廃止、削減等により、市費（一般財源、基金等）負担の補助金総額は抑制する。ただし、市の直営事業を補助事業に切り替えることで、職員人件費を含むフルコストが削減される場合は除く。</p>	
<p>「個別事項」</p>	
<p>【区分】 団体運営補助</p>	<p>（定義） 特定の事業の経費に対する補助でないものに加え、団体の運営のための人件費や事務費などの一般管理経費等に対する補助</p>
<p>（特徴） 団体の維持・継続のために市費が投入されることになるため、団体の活動が、市の特定分野の施策推進に大きく貢献することや、不特定多数の市民に対して有益であると認められるなど、極めて高い公益性が求められる。 補助金の目的や用途が不明瞭になりがちで、効果検証が困難となる。</p>	
<p>（方針） 原則、廃止し、次に示す政策的事業補助に切り替える。ただし、事業補助に該当せず、団体が市の特定分野の施策推進の代替的な役割（施策の成果向上に効果的）を担い、かつ同じ分野の活動を担う他団体が市内に存在しない場合に限り、必要最低限の補助を認める。  補助率は、補助対象経費の50%以内とし、必要に応じ、補助限度額を設定する。  補助対象となる人件費の水準が過剰にならないよう、定期的に検証し見直しを行う。</p>	
<p>政策的事業補助（市独自の制度に基づくもの）</p>	<p>【区分】 奨励・支援的 事業補助</p> <p>（定義） 特定の事業の経費に対する補助 市の施策推進に繋がる特定の事業を奨励・支援するために補助する。 団体等が開催する大会やイベント等への補助も、この区分とする。</p> <p>（特徴） 市の施策推進に繋がる特定の事業に市費を投入し、事業実施を奨励したり、事業初期段階の財政的な支援をしたりするもの。 実施主体である団体等の専門性により、事業が効率的に実施されること、事業の成果が市の施策推進につながることをの検証が必要となる。 非収益事業に対する補助は、収益事業に対する補助と比較して、高い補助率となることにその必要性を認めることはできるが、その分、説明責任の向上、公平性・透明性の十分な確保が求められる。</p>

<p><b>(方針)</b></p> <p>補助率は、原則、補助対象経費の 50%以内 (補助金額を単価で設定する場合は、算出根拠に適用する。)とし、必要に応じ、補助限度額を設定する。</p> <p>ただし、市の施策推進に対する補助事業の有効性を確保するために、原則以上の補助率が必要であると客観的に認められる場合は、補助率の例外を認める。</p> <p>補助事業において、利用料金や会費等の負担が過度に低額な場合や物品購入が主な目的の場合、例外は認められない。</p> <p><b>【補足：補助率の例外適用について】</b></p> <p>「補助事業の有効性を確保するために、原則以上の補助率が必要であると客観的に認められる場合」とは、<u>適正な利用料金や会費等の徴収による自主財源確保の取組を行うことを前提としたうえで、下記のA又はBに該当する場合とする。</u></p> <p>A 補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できない(実施主体がない等)場合</p> <p>B 補助率の例外を適用することで、補助目的を早期に実現しようとする場合</p> <p>補助事業そのものが、市の責任で行わなければならないことであれば、業務委託等での実施も検討する。</p>	
<p><b>【区分】</b></p> <p>利子補給 事業補助</p>	<p>(定義)</p> <p>団体等への融資貸付や借入金の償還時の利子分に対する補助</p>
<p>(特徴)</p> <p>借り換えが可能な場合で、現行と借り換え後の貸付利率による負担の比較により、借り換えが有利な場合は、借り換えを促すことや、低金利の時期には、利子補給自体の必要性の検討を行うなど、市費の投入を減らす取組も求められる。</p>	
<p><b>(方針)</b></p> <p>定期的に見直しを行い、金利情勢に応じた利子補給率とする。</p>	
<p><b>【区分】</b></p> <p>建設・整備 事業補助</p>	<p>(定義)</p> <p>団体等の公益的な集会所の建設等、固定資産の形成に対する補助</p>
<p>(特徴)</p> <p>建設費に対する補助は、一般的に高額であることや、団体等の固定資産(財産)形成に対する補助のため、過大な整備への補助にならないよう、補助事業計画段階(建設設計時点)での確認を行う必要がある。</p>	

<p><b>(方針)</b></p> <p>補助率は、補助対象経費の50%以内(補助金額を単価で設定する場合は、算出根拠に適用する。)とし、必要に応じ、補助限度額を設定する。</p> <p>申請時の審査では、図面等の確認を行うなど、過大な整備内容となっていないか確認を行う。</p>	
<p><b>【区分】</b></p> <p>その他の事業補助</p>	<p>(定義)</p> <p>契約等に基づく負担金的な性質のもの、公的支援を必要とする個人等への扶助的なもの及び個人等への報奨的なもの</p>
<p>(特徴)</p> <p>他の地方公共団体と合わせて資金を負担している九州大学学術研究都市推進機構補助金や共同利用設備の償還分への義務的な福岡地区水道企業団補助金などは、交付しなければ、市の施策推進に大きな支障が出る恐れがある。</p> <p>また、姫島渡船使用料補助など、利用者の負担軽減が必要な扶助的なものや青少年育成等を目的とする報奨的なものは、成果の設定や事業費算出という考え方に馴染まない。</p>	
<p><b>(方針)</b></p> <p>成果指標、補助対象経費、補助率や補助限度額等は必要に応じ定めることとし、過剰な補助になっていないか定期的に検証するなどし、必要に応じて見直しを行う。</p>	
<p><b>【区分】</b></p> <p>国県制度事業補助</p>	<p>(定義)</p> <p>国や県の制度に基づき、義務的負担や負担基準が設定され、市の負担に関して、市の裁量が少ない事業への補助</p>
<p>(特徴)</p> <p>地域課題解決のために国や県の制度で始まった補助が終了する時に、市費のみによる継続を要望される場合がある。</p>	
<p><b>(方針)</b></p> <p>国県等の補助事業の活用そのものや内容等について、毎年度見直しを行う。</p> <p>国県等の補助事業終了を理由とした、市費単独での継続補助は行わない。(新たな政策的事業補助としての必要性を検証すること)</p> <p>市費の義務的負担のないものや事業実施主体負担分への補助については、政策的事業補助に区分する。</p>	

## 7 補助金の制度設計

### (1) 補助金設計書の整備について

補助の公平性、透明性を確保し、市と団体等と市民が共通認識を持つことができるように、全ての補助金について、その目的等を明確に記載した補助金設計書を整備し、公表することとし、記載すべき事項を以下に示します。

なお、すでに交付要綱等を整備している場合は、必要に応じ見直しを行います。

#### 【補助金設計書に記載すべき事項】

##### 1 補助の目的

補助が市の施策推進に繋がることを明確にし、補助金交付の目的（目指す姿）を具体的に記載する。

##### 2 成果指標

補助金交付の目的（目指す姿）について、効果検証を可能にするため、補助期間に達成しようとする水準を、原則、数値化し記載する。

##### 3 補助対象事業・補助対象者

補助の目的に沿った事業や活動に対し交付することを明確にするため、対象事業の内容及び補助対象者を具体的に記載する。

##### 4 補助対象（外）経費

特に奨励・支援的事業補助について、団体等の目的に沿った事業や活動に関する経費であっても、市の施策推進を目的とする対象事業に直接的に関係がなく、最近の社会情勢や市民感覚を考慮して、市民理解が得られず、団体等の自主財源で賄われるべきものは、原則、対象経費から除外する。

補助金の透明性や有効性の確保のためには、その対象となる経費を明確にすることが重要で、対象経費は、補助対象となる事業や活動に真に必要な経費のみとし、その金額の水準が、社会通念上妥当であることを前提に、以下に整理する。

なお、複数の補助金や他団体からの補助金の交付を受けている対象事業については、重複して、補助金が充当されないように確認が必要となる。

～参考：対象経費と対象外経費の整理～

**対象**は、補助対象事業に直接的に効果をもたらすものであることを前提とする。

ア 人件費

**対象**

- ・団体等の雇用者が、対象事業に従事している部分に対する賃金
- ・対象事業のために従事者を雇用することが、客観的に認められるもの  
対象となる人件費に該当するものは、原則、賃金・手当・退職金積立掛金・法定福利費とする。

**対象外**

- ・団体等の構成員（会員等）に対する報酬（ただし、補助対象事業に直接従事する場合の当該労働への対価としての報酬は、対象にできる。）

イ 旅費・宿泊費

**対象**

- ・対象事業に直接的に効果をもたらすことが明確なもの

**対象外**

- ・対象事業に直接関係のない団体等の関係団体や上部団体の役員会議出席のためのもの
- ・懇親・慰安を目的とするもの
- ・その他、対象事業に直接関係がないもの

ウ 飲食費・食糧費

**対象**

- ・対象事業に携わる外部のボランティアや研修講師に対する、お茶代や弁当代程度のももの

**対象外**

- ・団体等の構成員（会員等）に対するもの

エ 会議費

**対象**

- ・対象事業に直接的に効果をもたらす会議、講演会、シンポジウム等に係る会場や器材の借り上げのためのもの

#### オ 謝金

##### 対 象

- ・ 会議、講演会、シンポジウム等に出席する外部の講師や専門家等に対するもの
- ・ ボランティア等による事業協力に対するもの

#### カ 記念品、参加賞等の費用

##### 対 象

- ・ 対象事業の目的達成のために、真に必要となるもののみ

#### キ 備品購入費、消耗品費、光熱水費、通信費、委託・外注費等

##### 対 象

- ・ 対象事業の目的達成のために、真に必要となるもののみ

#### ク 総会費、役員会議費、交際費、懇親会費、慶弔費

##### 対象外

- ・ 団体運営上の総会や役員会費等の事業と直接的な関係が認められないもの

#### ケ 上部組織等への負担金等

##### 対 象

- ・ 対象事業の目的達成のために、真に必要となるもののみ

##### 対象外

- ・ 対象事業に関係のない上部組織等の運営のためのもの

#### 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助金区分ごとの方針に沿って設定する。なお、補助金ありきの運営は、団体の自立を妨げる可能性があるため、効果検証等により適切な補助率や補助限度額を設定する。

また、単価等を積算根拠とするものは、適正な水準確保のため、他の地方公共団体の状況も含め、継続的に妥当性の検証を行う必要がある。

補助率の例外適用の場合は、その理由を明確に記載する。

#### 6 補助期間

補助金の財源は、市民の税金であり、成果を求められ、永続するものでないことを認識する必要があるため、3年以内の補助期間を記載する。

## (2) 補助金の効果検証と公表について

市が補助金を交付するのは、その公益性を認めるとともに「長期総合計画の施策推進のため」に他なりません。

さらに、財源が税金であることから、効果を検証・公表し、市民への説明責任（数値等の根拠を交えた具体的な説明）を果たさなければなりません。

そこで、交付申請後の審査において、補助目的に照らし合わせた、市民に対する成果（アウトカム）を確認するとともに、実績報告においては、決算書や領収書等の提出による会計状況、活動状況の報告のみならず、市民に対する成果（アウトカム）に係る報告を求め、検証し、補助対象事業の成果を公表します。

なお、その検証の結果、継続しても想定した成果が見込めない場合は、補助の終了や見直しを検討します。

また、会計状況については、提出された補助対象事業に係る決算により、補助金の使途が適正であることを確認することと合わせて、必要に応じ、団体等の全体の決算で余剰金や内部留保の状況を確認し、自主財源での事業実施の可能性や補助金の必要性を検証します。

## (3) 余剰金等について

団体等及び補助対象事業の決算において、多額の余剰金や繰越金がある場合は、運営状況等の確認により、補助金交付の必要性を検証し、補助の終了や減額を検討します。

特に継続的に補助金額以上の余剰金等があり、正当な理由が認められない場合は、原則、補助の終了や減額を行います。

## (4) 全庁的な補助金設計の検証について

補助金設計については、社会情勢の変化に対応した、適切な補助金交付を行っていくために3年に一度、毎年度の評価をもとに全庁的な検証を行います。

本指針に基づく見直し実施の次は、平成32年度に、特に補助金の必要性や補助率の例外適用について、団体等の自立に向けた取組みと合わせた検証を行い、以降も3年ごとに同様に検証を行うこととします。

## 8 各種団体への関与の見直し

市職員が事務局を担い、人的支援を行っている団体等は、様々な分野において市と連携し、市の施策推進のための取組を行っています。そのような団体の中には、市主導により設置された経過を踏まえ、現在でも役割分担の中で市職員が事務を担っているものなどもあります。

しかしながら、特に補助金交付団体の場合、補助金を交付する側と受け取る側が同一という側面もあり、補助金運用のチェック機能が働きにくくなることが懸念されます。

そのため、市職員が事務を担う必要性の検討を行い、可能な限り、団体の自立を促し、原則、団体の事務局は市からの自立化を図る必要があります。

なお、今後、新規に制度設計を行う補助金については、団体等の事務局が、市の外部に設置されるものとして設計します。ただし、団体設立直後の人的支援が必要で、市が事務局機能を担う場合は、3年間を限度に認めることとします。

## 別紙1 補助金設計書参考様式

補助の目的、対象事業、対象経費等を明記する設計書の参考様式を下記に示します。  
なお、補助金区分によっては、記載不要な項目もあります。

# 糸島市補助金設計書

所管課	
-----	--

補助金名称	
区分	
該当例規等	

### 〔長期総合計画体系〕

該当する基本目標を記載する。

該当する政策を記載する。

該当する施策を記載する。

## 1 補助の目的

長期総合計画の該当施策の内容に沿った目的を具体的に記載する。  
補助事業実施による成果についても、市民にどのような効果が生じるか（アウトカム）という視点で記載する。

## 2 成果指標

補助金交付の成果について、補助期間に達成しようとする水準を、原則、数値化し記載する。

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業の内容及び補助対象者を具体的に記載する。

## 4 補助対象(外)経費

補助対象(外)となる経費を具体的に記載する。

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率・補助限度額・積算根拠など、補助金額の基準が分かるよう記載する。

補助率の例外適用の場合は、理由を明らかにすること

[例1] 補助率は補助対象経費の50%以内とする。補助限度額を 万円以下とする。

[例2] 補助金の額は1件(回、名等)あたり 万円とする。

## 6 補助期間

3年以内の補助期間を記載する。

[例1] 平成32年度まで



【指標の推移】

	単位	H27年度実績	H28年度実績	H29年度見込	H30年度計画	目標値	目標年度	達成度
対象指標								
活動指標								
成果指標								
上位成果指標								
活動指標の増減維持理由								
成果指標の増減維持理由								

【投入コスト・人員】

年度	単位	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 予算	平成30年度 計画
トータルコスト	千円	0	0	0	0	0
事業費	千円	0	0	0	0	0
国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
特定 財源	千円	0	0	0	0	0
地方債	千円	0	0	0	0	0
受益者負担	千円	0	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0	0
一般財源	千円	0	0	0	0	0
人件費合計	千円	0	0	0	0	0
正職員	千円	0	0	0	0	0
人員	人	0.000	0.00	0.00	0.00	0.00
平均年収	千円	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
嘱託員	千円	0	0	0	0	0
臨時職員	千円	0	0	0	0	0
その他職員	千円	0	0	0	0	0

トータルコストの増減維持理由	

【環境変化等】

開始時の周辺環境・課題
現状の周辺環境・課題
今後の予想される周辺環境・課題
市民及び議会等の意向・ニーズの変化等

【事業の評価】

【総合評価】	
一次評価	二次評価

**【事業の評価】**

[必要性] 事業の必要性は、どの程度ありますか。

一次評価		
二次評価		

[必要性] 行政関与の妥当性は、どの程度ありますか。

一次評価		
二次評価		

[必要性] 緊急性は、どの程度ありますか。

一次評価		
二次評価		

[必要性] 市民ニーズは、どの程度ありますか。

一次評価		
二次評価		

[有効性] 事業の内容（対象、手段、目的）は、上位施策の推進に有効ですか。

一次評価		
二次評価		

[有効性] 事業の成果は、市民満足度向上にどの程度寄与しますか。

一次評価		
二次評価		

[効率性] 事業の効率性（費用対効果）は、どの程度ありますか。

一次評価		
二次評価		

[その他] 同じ目的を持つ他の事務事業と統廃合や連携することで、成果向上できませんか。

一次評価		
二次評価		

[その他] 対象・手段の変更によって、費用対効果を向上させることができませんか。

一次評価		
二次評価		

[その他] 受益者負担の適正化余地や民間活用等の可能性はありますか。

一次評価		
二次評価		

**【総合評価】**

一次評価		二次評価	
------	--	------	--

### 別紙3 毎年度の検証結果による見直しに係る主なチェック項目

検証後は、下記のチェック項目を参考に判断を行います。

- ・適切な指標が設定され、検証によって、客観的に公益性、公平性、有効性が認められるか？  
認められないものは補助終了及び改善する。
- ・収益事業を行っている団体は、収益事業の改善が行われ、十分な経営努力がなされているか？  
経営努力による改善を求め、補助金の有効性を高める。
- ・単なる経費の補填となっていないか？特に少額補助は本当に必要か？  
目的が経費の補填のみとなっているものは補助終了する。少額補助は、運営や事業の見直しで補助金がなくても継続できるよう自立を促し、補助終了の検討を行う。すぐに終了できない場合は、3年以内の経過措置期間をもって補助終了する。
- ・イベント等では、不特定多数の参加があり、自立に向けた取組が行われているか？  
受益者が小人数の場合は、公益性を検証し、補助終了の検討を行う。また、適正な参加料、入場料、会費、販売による収益確保等により補助金がなくても継続できるよう自立を促す。
- ・長期間継続している補助が、サービスや販売物の価値の低下につながっていないか？  
補助終了した時の影響を想定し、補助終了後も変わらず自立的にサービス提供や販売が継続するような方法に改善する。



## 糸島市補助金交付の基本指針

平成 29 年（2017 年）8 月

企画部 経営戦略課